「当該中小事業者」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）と当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の同条第三項第九号に規定する新規雇用者総数を控除した数とを合計した数」と、同項第二号」に、「読み替える」を「「のうち同号ロに規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数に達するまでの数から」とあるのは「から」と、「数を」とあるのは「数と地方事業所基準雇用者数から同条第三項第九号に規定する新規雇用者総数を控除した数のうち同条第一項第二号ロに規定する移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数とを合計した数を」と読み替える」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　法第十条の五の四第三項第一号に規定する政令で定めるものは、当該個人の国内雇用者（同項第八号に規定する国内雇用者をいう。以下この条において同じ。）のうち国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百七条第一項に規定する労働者名簿をいう。第一号において同じ。）に当該国内雇用者の氏名が記載された日として財務省令で定める日（次項において「雇用開始日」という。）から一年を経過していないもの（次に掲げる者を除く。）とする。

一　当該個人の国内雇用者（その国内に所在する事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された者に限る。以下この項及び次項において同じ。）となる直前に当該個人の使用人（当該個人と法第十条の五の四第三項第八号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該個人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者

二　当該個人の国内雇用者となる直前に当該個人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する当事者間の支配の関係がある法人（以下この号において「支配関係法人」という。）の役員（同条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用人（当該支配関係法人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者、当該支配関係法人の役員と法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する政令で定める特殊の関係のある者及び当該支配関係法人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）又は当該個人と法第十条の五の四第三項第八号に規定する政令で定める特殊の関係のある者若しくはその使用人（当該者の国内雇用者及び当該者の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者（当該個人の事業所得を生ずべき事業（以下この条において「承継事業」という。）の相続（包括遺贈を含む。以下この条において同じ。）による承継の直後の当該個人の国内雇用者で当該承継の直前において当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において同じ。）の国内雇用者であつた者を除く。）

三　当該個人の承継事業の相続による承継の直後の当該個人の国内雇用者で当該承継の直前において当該相続に係る被相続人の使用人（当該被相続人と次に掲げる特殊の関係のある者及び当該被相続人の国外に所在する事業所の使用人に限る。）であつた者

イ　当該被相続人の親族

ロ　当該被相続人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　イ又はロに掲げる者以外の者で当該被相続人から受ける金銭その他の資産（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等に該当しないものに限る。）によつて生計の支援を受けているもの

ニ　ロ又はハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

6　個人の承継事業の相続による承継の直後の当該個人の国内雇用者（当該承継の直前において当該相続に係る被相続人の国内雇用者であつた者に限る。）については、当該被相続人における雇用開始日を当該個人における雇用開始日とみなして、前項及びこの項の規定を適用する。

第五条の六の三の二第七項中「第十条の五の四第三項第四号」を「第十条の五の四第三項第五号」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に、「同項第一号」を「同項第四号」に改め、「、第十項及び第十五項」を削り、「及び第十項」を「及び第十七項」に、「同条第三項第三号」を「同条第三項第四号」に、「次項において」を「次項及び第十七項第一号において」に改め、同条第八項中「又は第二項の規定」を「の規定」に改め、「、第十項及び第十二項」を削り、「同条第三項第四号」を「同条第三項第五号」に、「比較雇用者給与等支給額」を「新規雇用者比較給与等支給額」に、「（当該個人」を「（個人」に、「国内雇用者」を「国内新規雇用者」に、「この条」を「この条及び次項」に改め、同項第一号中「法第十条の五の四第一項又は第二項に規定する事業所得を生ずべき事業（以下この項及び第十七項において「」を削り、「」という。）を相続（包括遺贈を含む。以下この項及び第十七項において同じ。）」を「を相続」に改め、「（包括遺贈者を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同条第十項から第十四項までを削り、同条第十五項中「第十条の五の四第三項第九号」を「第十条の五の四第三項第六号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項中「第十条の五の四第一項第三号」を「第十条の五の四第一項第二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十七項中「前々年の一月一日（同条第一項の規定の適用を受けようとする個人で当該適用年の前年又は前々年において事業を開始したものにあつては当該事業を開始した日とし、同条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する中小事業者にあつては当該適用年の」を削り、「当該中小事業者」を「当該適用個人」に改め、「（同条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、同条第三項第十一号に規定する中小企業比較教育訓練費の額）」を削り、「適用年前二年以内の各年分」を「適用年の前年分」に、「同項第九号」を「同条第一項第二号」に改め、「ついては」の下に「、適用年を第八項の適用年と」を加え、「適用年の前々年」を「適用年の前年」に、「第八項各号」を「同項各号」に、「適用個人の各年分」を「適用個人のその年分」に、「同条第三項第九号」を「同条第一項第二号」に改め、「同項各号」の下に「に掲げる場合の区分に応じ当該各号」を加え、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の五項を加える。

13　法第十条の五の四第三項第八号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該個人の親族

二　当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等に該当しないものに限る。）によつて生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

14　法第十条の五の四第三項第八号に規定する政令で定めるものは、当該個人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第百八条に規定する賃金台帳に記載された者とする。

15　第七項の規定は、法第十条の五の四第三項第十号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第七項中「国内新規雇用者（同項第四号に規定する国内新規雇用者をいう。次項において同じ。）」とあるのは、「国内雇用者」と読み替えるものとする。

16　第八項及び第九項の規定は、法第十条の五の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする個人の同条第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額の計算について準用する。この場合において、第八項中「同号」とあるのは「同項第十号」と、「前項」とあるのは「第十五項において準用する前項」と、「国内新規雇用者」とあるのは「国内雇用者」と読み替えるものとする。

17　法第十条の五の四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする個人が次の各号に掲げる場合に該当する場合において、当該各号に定める金額の計算の基礎となる給与等に充てるための同条第三項第三号イに規定する雇用安定助成金額があるときは、同号ロに掲げる金額は、当該各号に定める金額から当該雇用安定助成金額を控除して計算した同項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額とする。

一　法第十条の五の四第三項第十号の適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合　第十五項において準用する第七項の給与等の支給額